

「長期欠席・不就学」の状態にあった子どもたちに「教育の機会均等」を保障する取り組みが各地で進められていました。「教科書の無償化」や被差別部



落の子どもたちの学習条件を整備するための補助金の支給や教員を増やす（加配）などして子どもたちの登校や就学を促していきました。

地域や家庭に入り込み「差別の現実」を学ぶ「こころ」生活の高め未来を保障する教育」として、全国で同和教育運動が展開されていきました。

〇〇酒造の差別事件
ある求人説明会の中で「いままで在日韓国人、朝鮮人や被差別部落の人はきてないし、これからも遠慮してほしい」と発言。



当時被差別部落の子どもたちの進学率は全国や各県平均の4分の1。そして、進学をきらめられた子どもたちを待っていた就職差別。また、当時は中学2年の後半は進学者と就職者に分かれて授業が行われることもあり、進学したくてもできなかつた子どもたちの不満が爆発し、「学校の荒れ」という状況も起こりました。「俺らの気持ちはわからんやろう」という彼等のつぎつぎは同和教育の課題として被差別部落の子どもたちに対する放課後の補習授業や進学を目指すための合宿などさまざまな取り組みとなっていました。

1969年の大阪をはじめ、各地で被差別部落の子どもたちに対する高校奨学金が創設され、1969年の同和对策特別措置法によりほとんどの奨学金制度が整備され、1974年には、国の制度として確立していきました。こうして被差別部落の子どもたちの高校進学率はだいに高まっていきました。1973年には、ほぼ水準に達してきました。



用紙ができるまで...

〇〇酒造の差別事件
こうして取り組みのなかで登校・就学できるようになった被差別部落の子どもたちを待っていたのは、卒業後の就職差別という問題でした。「学力を身につけることで、日雇いや不安定な仕事から、安定した仕事に就くことができる」と願っていた親や子どもたちの前にたちはだかった就職差別でした。



※この事件だけでなく就職差別は他にも続発していました。

進学することで差別を乗り越えようとしていた親や高校生を待っていたのは、さらなる就職差別でした。



〇〇電池就職差別事件
1967年〇〇電池を非差別部落のある高校生が受験しました。試験後、会社から、内申書も筆記試験も、面接もよい成績であったと高校に伝えられました。ところがその後会社の人事担当者が家庭調査を行い、高校生が住んでいる地域の評判が悪いという理由で、「この子は」からは彼でなくても採らない」と不採用にしました。



企業が作った応募用紙には就職差別に繋がる項目が多数、存在していることが判明しました。そこで高校生の進路保障のために近畿高等学校進路指導協議会では「統一応募用紙」を作成し、社用紙を拒否して、これだけで応募していく取り組みを進めました。この取り組みは各県に広がり、73年には全国高等学校校長協会が定めた「全国高等学校統一応募用紙」を使用するように労働省と文部省が通達を出し、全国で統一応募用紙が使われるようになりました。

「地名総鑑」を購入していたという事実が明らかになりました。また、子どもたちの前には就職差別の壁が立ちだかります。しかし、この就職差別は決して被差別部落だけの問題ではありません。会社の準備した応募用紙にはどんなことが書かれていましたか？面接では不当な質問はありませんでしたか？



就職差別は私たちの現実の問題として存在しています。

就職差別と統一応募

本人にいくら力があっても、本人の責任のない家庭条件や生活条件によって就職差別をうける事実が明らかになり、各会社の応募用紙（社用紙）や採用判定基準に問題があることが、明らかにされました。

部落を襲っていた就職の困難は母子家庭、外国人、障害者、家族に障害者がある家庭、経済的に困窮な家庭などさまざまな厳しい状況を抱えた子どもたちにも影響をもたらしています。会社の社用紙で自動的に不採用となっていたのです。部落解放運動はこの社用紙を「差別社用紙」と規定し、日本企業の採用選考システムの差別性を告発し、世に問うたのです。



ある会社の応募用紙では、家族の学歴や職業、月収、死亡ならその死因、資産など記入するようになっていました。

また判定基準では、母子家庭の点数が低かったり、身長、視力、血液型など企業の採用基準とは信じられないような内容がありました。